

令和7年4月1日から 入院時の食費の負担額が変わります

近年の食糧費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下のとおり変更になります。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		令和6年 6月1日から	令和7年 4月1日から
①	一般の方	490円	510円
②	住民税非課税の 世帯に属する方 (③を除く)	230円	240円
③	②のうち、所得が 一定基準に満たない 方など	110円	110円

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口に提出してください。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者(健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国民健康保険組合、共済組合)までお問い合わせください。